

令和 7 年度第 2 回国民健康保険運営協議会議事次第

令和 7 年 1 月 26 日 (金) 13 時 15 分～

国立市役所 委員会室

議事

- 1 国民健康保険税率等の改定について
- 2 その他

配布資料

- No. 1 国立市国民健康保険運営協議会委員名簿
- No. 2 答申書 (案)
- No. 3 モデル世帯別の子ども・子育て支援納付金分課税額

国立市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和7年12月10日現在

選出区分	氏名	肩書等
被保険者を代表する委員	西野 晴美	
被保険者を代表する委員	加藤 登志雄	
被保険者を代表する委員	池田 裕治	
被保険者を代表する委員	今野 千穂	
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	山下 真之	国立市医師会
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	行定 公彦	国立市医師会
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	渡邊 浩幸	国立市歯科医師会
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	今井 浩史	国立市薬剤師会
公益を代表する委員	木村 陽子	
公益を代表する委員	小林 治	
公益を代表する委員	秋山 エリカ	東京女子体育大学推薦
公益を代表する委員	板坂 貴子	国立市商工会 理事
被用者保険等保険者を代表する委員	菅牟田 健一	健康保険組合連合会東京連合会 常務理事
被用者保険等保険者を代表する委員	中垣 一	フランスベッドグループ健康保険組合 常務理事

令和7年度第2回国民健康保険運営協議会資料No.2
令和7年12月26日

令和 年 月 日

国立市長 濱崎 真也 様

国立市国民健康保険運営協議会会長 木村 陽子

答 申 書 (案)

令和7年11月28日付けで諮問のあった事項について下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る所得割税率及び均等割税額について、諮問事項のとおり改定することが適当であると考えます。
- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額の所得割税率及び均等割税額について、諮問事項のとおり東京都が定める国立市の標準保険料率と同値とすることが適当であると考えます。

2 付帯意見

諮問内容は令和7年1月9日付け本会答申書に沿った内容ですが、下記のとおり付帯意見を申し述べます。

- (1) 被保険者の負担能力の把握について

今後の都保険料統一水準が、被保険者の支払い能力を十分に勘案した水準であるのか、国、都とともに十分に確認されたい。

- (2) 能力に応じた公平な負担について

国民健康保険料率の引き上げにおいては、所得の低い層に対し十二分に配慮いただきたい。また、所得の高い層に対し、支払い能力に応じた負担がなされるよう、国、都に対し要望されたい。

- (3) 医療費抑制に向けた取組および市民の健康づくりについて

今後の医療費の増大を抑えるべく、医療費内容の精査を行い、市民の健康づくりを強化されたい。また、国、都においても取組を積極的に推進するよう要望されたい。

（4）医療費削減の取組に対する支援について

保険料水準の統一によって医療費削減に伴うインセンティブが失われることから、医療費削減の取組が評価され、各市の努力が報われるよう、国、都に対し新たな財政的支援を要望されたい。

（5）将来を見据えた持続可能な保険制度の構築について

国民健康保険が国民皆保険制度の最後の砦であることから、制度の安定的な運営のために、中長期的な課題として、国庫負担の増額、医療費適正化への取組への評価、財源負担の在り方に関する議論の喚起等を国に対し要望されたい。

以上

令和7年度第2回国民健康保険運営協議会資料No.3
令和7年12月26日

モデル世帯別の子ども・子育て支援納付金分課税額

世帯人数	1人	1人	1人	2人	2人	2人	2人
年間収入	給与 65万円以下 or 年金 110万円以下	給与 165万円 or 年金 210万円	給与 300万円 or 年金 310万円	給与 430万円	給与 555万円	給与 680万円	給与 790万円
年間所得	0円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円
子ども・子育て支援納付金分 課税額(年額)	500円	3,300円	7,800円	10,500円	13,200円	15,900円	18,600円
子ども・子育て支援納付金分 課税額(月額)	41.66円	275円	650円	875円	1,100円	1,325円	1,550円

- ・仮計数（例年11月に示される試算用の値）に基づく国立市の標準保険料率（所得割税率 0.27%、均等割税額 1,670円、18歳以上均等割税額 123円）によるもので、例年1月頃に示される実際の標準保険料率とは値が異なる。
- ・18歳到達年度末までの子どもの均等割は10割軽減される。
- ・令和10年度まで段階的に上昇する見込み。